

あなたが利用した、

「緊急小口資金等特例貸付」

に関するご案内です

1 償還免除の申請・手続き

- ・借受人と世帯主が両方「令和6年度(2024年度)住民税非課税(住民税を支払う必要がない)」であれば、「償還免除(返す必要がなくなる)」の手続きをすることができます。
- ・借りた資金によって、償還免除の対象となる範囲が異なります。
- ・償還免除の対象になる人は「貸付金償還免除申請書^②」を書いて、必要な書類と一緒に送ってください。

- ① 「緊急小口資金等特例貸付の償還免除について^①」をよく読んで、償還免除申請をしてください
- ② 償還免除申請の締め切りは、令和6年(2024年)8月31日(当日消印有効)です

2 対象となる資金

- ① 緊急小口資金
※2024年12月までが償還期限となる緊急小口資金は対象になりません
- ② 総合支援資金(初回貸付、延長貸付、再貸付)

3 同封されている書類

- ① 緊急小口資金等特例貸付の償還免除について
- ② 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書
- ③ 返信用封筒(青色)

4 問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/coronatokurei/index.html>

【電話番号】 050-3668-5012

【受付時間】 平日9:30~17:30

※外国語(英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語)でのお問い合わせにも対応できます。



きんきゅう こぐち しきんとくとくれいかしつけ 「緊急小口資金等特例貸付」

とうきょう としやかいふく しきょう ぎ かい きんきゅう こぐち しきんとくとくれいかしつけ きんきゅう こぐち しきん そうごう しえん しきん かね か
東京都社会福祉協議会から「緊急小口資金等特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）」のお金を借り
た人で、お金を返すことが難しい人は、よく読んでください。

「償還免除（お金を返さなくてもいい）」の申し込みができるかもしれません。

※返さなくてもいいお金がいくらになるかは、あなたがいつお金を借りたか、借りたお金が緊急小口資金
か、総合支援資金かなどで違います。分からないときは、「東京都社会福祉協議会特例貸付事務セン
ター」に聞いてください。

1 「償還免除（お金を返さなくてもいい）」の申し込みができる人

申し込みができる人は、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主（家族の代表）」が
2024年度に「住民税非課税（住んでいる場所の役所に払う税金が0円）」の人です。

→「償還免除（お金を返さなくてもいい）」ができる人は、申し込みをします。

●申し込みができるとき：2024年8月31日までに申し込みの封筒③が郵便局に着かなければなりません。

●「緊急小口資金等特例貸付の償還免除について①」をよく読んで、「償還免除（お金を返さなくても
いい）」の申し込みをしてください。

●「貸付金償還免除申請書②」を書いて、申し込みに必要な紙と一緒に③の封筒に入れて送ります。

2 「償還免除（お金を返さなくてもいい）」の申し込みができるお金

①緊急小口資金

※2024年12月までに返さなければならない緊急小口資金は、申し込みができません。

②総合支援資金

- ・初回貸付（初めて借りること）のお金
- ・初回貸付（初めて借りること）のあとに、延長貸付（借りる期間を長くすること）をしたお金
- ・初回貸付（初めて借りること）のあとに、再貸付（もう一度お金を借りること）をしたお金

3 封筒に入っている紙

- ①緊急小口資金等特例貸付の償還免除について
- ②緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書（申し込みの紙）
- ③返信用封筒（あなたが紙を送るための封筒）

4 分からないことがあるとき

東京都社会福祉協議会特例貸付事務センター

【FAQ】 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/coronatokurei/index.html>

【時間】 月曜日から金曜日 / 午前9時30分から午後5時30分まで

【電話】 050-3668-5012

※日本語・英語・中国語・韓国語・ネパール語・タガログ語・ベトナム語・ミャンマー語で
話すことができます。

